

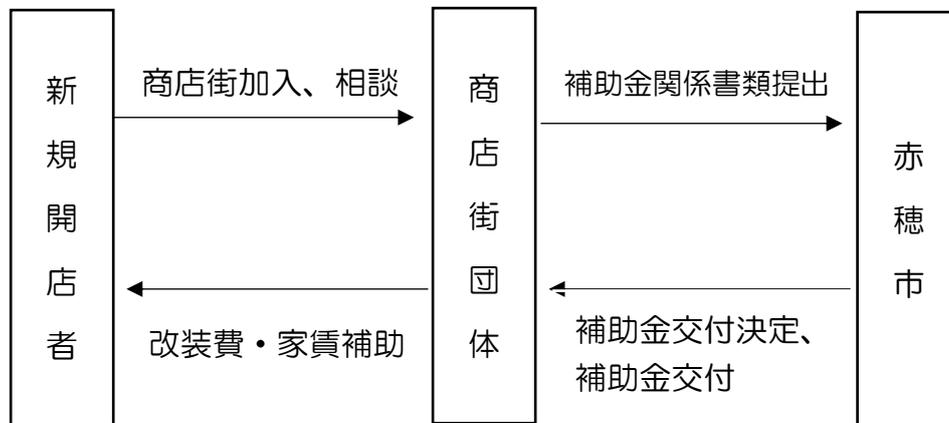
商店街空き店舗等活用事業補助金

赤穂市では、商店街の活性化に資するため、商業団体又は個人が空き店舗を賃借し、整備利用する場合の家賃及び店舗改装費を助成します。

【制度の概要】

- 対象店舗 空き店舗の期間が6か月以上のもの
- 対象経費 家賃及び店舗改装費の2分の1以内
- 補助金額 初年度は100万円を限度とし、2年目は50万円を限度とする。
※当該空き店舗で、国及び県等の補助があるものについては、事業費からこれを控除した額の2分の1以内
- 助成期間 1店舗につき継続して2年間を限度とする

- ★補助金は、商店街を通じて助成いたしますので、商店街会員となる必要があります。
- ★店舗改装を行う場合は、着工前に申請してください。



●問い合わせ先 赤穂市産業振興部 商工課
〒678-0292 赤穂市加里屋81番地
電話 0791-43-6838 FAX 0791-46-3400